

創業の夢、叶えてみませんか？

「津久見市創業支援事業補助金」

津久見市では、市内での創業を考えている方を支援するために平成30年10月に「津久見市創業支援事業補助金」を創設しました。新規創業のうち下記の要件を満たす場合には、創業に必要な経費の一部に対して補助金が交付されます。補助金の申請をお考えの方は、まずは津久見市役所商工観光・定住推進課または津久見商工会議所までご相談ください。

【対象者】 個人、法人または組合のうち、下記の要件を満たすもの

【対象業種】 (総務省が定める日本標準産業分類による)

D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業(中分類43～45、47・48)、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Rサービス業(中分類88～92)

【補助対象経費・補助率等】

	補助対象経費	補助率	限度額
事業所の開設等に係る経費(事業の用に供するものに限る。)	① 店舗等の新築及び改修費(外構工事を含む) ② 什器備品及び設備費(車両については、※1に掲げる業種における販売の用に供するものに限る。) (注)消耗品費及び美術品、骨董品等の価額の判断において専門的な知見を要するものにかかる経費を除く。	補助対象経費の額の3分の1以内、ただし、 重点創業の場合 は、2分の1以内	50万円
事業の運営に係る経費	① 広告宣伝費(パンフレット、ホームページ制作費等) ② 販売促進等に係る費用(新商品開発、販路拡大等)		

【重点創業】

- ・全市的な、宿泊業・飲食サービス業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業の創業
 - ・都市計画法による商業地域(高洲町・中央町・港町・セメント町など)での対象業種に該当する創業
- ※津久見商工会議所の会員となるとともに、その指導のもとで各種申請書類を作成していただきます。
※補助金の審査に時間がかかる場合があります。余裕をもってご申請ください。

この補助金を活用して創業しました!

(中央町・飲食店)
旬彩湯木



(中央町・飲食店)
奏(かなで)



(中央町・飲食店)
Dining Bar 1973



(中央町・飲食店)
らーめん傳々(でんでん)



この他にも数軒、補助金を活用した創業予定の店舗があります!

●問い合わせ先 / 商工観光・定住推進課 ☎0972-82-9542